

反社会的勢力への対応(基本方針の制定等)について

背景

- **政府設置の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせにおいて「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を決定(2007年6月19日)**
- **東京都暴力団排除条例施行(2011年10月1日)**

JPNICとしての対応

- **反社会的勢力への対応の基本方針の制定**

- 反社会的勢力に対する基本方針を第107回理事会(2/18開催)で制定しました
- JPNICのwebページで公開します

- **法人内体制の整備**

- 役職員と反社会的勢力との関係遮断について誓約書を交わします
- 不当要求防止責任者を置き、関係各所と密接な連携を取り、速やかに対処できる体制を整えます

- **契約書及び取引約款における反社会的勢力の関係排除条項の明記**

- 各種対外的な契約書及び取引約款に反社会的勢力の関係排除条項を明記します
- * IPアドレス割り当て等の管理業務を委託する契約であるIPアドレス管理指定事業者の皆様については、別途反社会的勢力排除に関する確約書へのご協力をお願いします (4月発送の請求書に同封予定)

反社会的勢力への対応の基本方針

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）による、社会の秩序や安全への脅威を排除し、また健全な社会・経済の発展の阻害を防止するために、次の基本方針を表明する。

- 反社会的勢力とは、一切関係を持ちません。
- 反社会的勢力の不当な要求に対しては、組織全体として断固として拒絶し、民事・刑事の両面から法的対応を行い、役職員の安全を確保します。
- 以上の対応のために、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。